

「丸刈りにされた女たち」 —第二次世界大戦時の独仏比較—

平稲晶子

はじめに

本稿は、第二次世界大戦期のドイツとフランスにおいて、女性に対して行なわれた「丸刈り (Haarschur / tonte)¹」という現象を比較する研究である。

髪を刈るという行為自体は男女にかかわらず古代からあった。僧侶は、聖と俗との区別をつけるために、剃髪を行なった。軍隊では、個人を無名化するため、また、衛生上・規律上の理由から、兵士の髪は刈られた。古代の奴隷や、囚人からナチの強制収容所に至るまで、捕らわれの身となった者はしばしば髪を短く切られた²。

一方で、女性に対してのみ行なわれた丸刈りもあった。紀元1世紀ごろ、ゲルマン民族のあいだでは、姦通の罪を犯した女は、夫によって近親たちの前で髪を剃られて裸にされ、村を追い回された³。新約聖書でも、女性の髪象徴性は強調され、礼拝のときに被りものをしない女性は、髪を刈られるべきであるという表現がみられる⁴。中世ヨーロッパでは、魔女とされた女は、媚薬を隠し持っていないかを調べ上げるために、全身の体毛を剃られた⁵。最近でも、女性の髪を刈ったことが事件として報道されている⁶。

ドイツでもフランスでも個人的な暴力として女性の髪を切ることは、第二次世界大戦以前にも行なわれていた。しかし、第二次世界大戦期⁷のこの二つの地域で行なわれた丸刈りは、個人や集落単位の暴力の枠を超越した規模のものであった。これら二つの大規模な丸刈り現象に焦点を絞り、時代背景と目的、実行者と手段、被害者について比較しながら、類似点と相違点を明確にすることが本稿の目的である。なお、頭髪の象徴性や女性を公衆の面前で辱める行為について社会史的な分析を行なうことは、本稿の直接の目的ではない。

第1節ではドイツの事例を取り上げる。第二次世界大戦初期、外国人戦争捕虜、外国人労働者、ユダヤ人と親密な関係になった疑いのあるドイツ人女性は、髪を公衆の面前で刈られ、町を引き回された。刑罰と予防のための見せしめが、ナチ・ドイツにより奨励された。

第2節ではフランスの事例を見ていく。1944年夏、フランス解放の喜びに湧く人々の渦の中心には、丸刈りにされた「ドイツ人兵士と性的関係を持った」とされるフランス人女性がいた。彼女らは、占領中の不品行な行為に対する制裁として、見せしめとされた。髪を刈られただけでなく、その剥き出しになった頭皮と肉体に鉤十字をペイントされ、服や下着を剥ぎ取られ、通りを引き回されるという非道な暴力の形まで存在した。

なぜ女性たちは髪を刈られたのか。誰が何のためにそのような暴力を実行したのか。どのような女性が被害に遭ったのか。第3節では両者を比較しながら、総括する。

第1節 ドイツの事例

ドイツでは20世紀前半に丸刈りが局地的に見られた。1919年夏、ヴェルサイユ条約後にドイツにやって来たフランス人兵士と親しくなったドイツ人女性に対する丸刈りがライン河左岸の一部の町で行われた⁸。1923年、賠償金未払いを理由にフランス軍とベルギー軍がルール地方を占領した際に、占領兵士と親しげにしているドイツ人女性に対して、髪を切るという嫌がらせがドイツ人男性によってなされた⁹。1933年、ナチ党が政権を取った年には、体制に反する人々への抑圧の一つの手段として丸刈りが報告されている¹⁰。本節で見ていく丸刈りは、1940年から1941年にかけて行なわれた、1933年の場合と同じくナチによるものだが、それ以前の丸刈りとは異なり、政策に基づいて行なわれた。

1. 時代背景と目的

第二次世界大戦初期のナチによる丸刈りの被害者は、外国人の戦争捕虜や強制労働者と親しくなったドイツ人女性たちであった。ナチによるユダヤ人迫害はよく知られている事実だが、この外国人戦争捕虜や外国人労働者とドイツ人との交際の弾圧も、人種主義政策の一環であった。性交の相手として「適した (anständig)」人種かどうかを国家が判定したのである。「命の泉 (Lebensborn)」、強制収容所内の娼館、外国人労働者用娼館などのように「計画化された性 (geplante Sexualität / sexualité planifié)¹¹」の一つと考えてよいだろう。

ドイツ人と外国人との交際は「ドイツ民族の血の純粋性と純粋性保持 (Blutreinheit und -reinhaltung des deutschen Volkes)」のために厳しく規制された¹²。ポーランド人、ロシア人との交際は禁止され、ドイツ人女性との性交が発覚した場合は、即座に逮捕され、特別裁判にかけられた。フランス、スペイン、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィア出身の男性とドイツ人女性との性交は望ましくないとされた。ノルウェー人、デンマーク人、オランダ人の「ゲルマン民族から派生 (germanischer Abstammung)」した外国人、つまり「民族的に同等な (rassische ebenbürtig)」外国人との性交は一般的には禁止されていなかった¹³。

1944年8月の時点でドイツ国内には約760万の外国人労働力があつた。190万人の戦争捕虜と570万人の民間労働者である。彼らは主に農業や鉄鋼・化学・建設・鉱山部門、軍需産業に動員され¹⁴、ドイツ戦争経済発展に不可欠な労働力と見込まれたのであつた。

この外国人労働者とドイツ市民とが労働現場や日常生活で接する機会は少なくなく、親密な関係に発展することもあつた。しかし、肩を並べて働けば、東欧からの労働者が自分たちより「下等人間 (Untermensch)」であるという人種政策のプロパガンダに逆らう感情が生まれても不思議でない。戦前には季節労働者としてドイツで就労していた人々を、戦争が始まってからは「敵」とみなし、異なった態度で接しなければならないのであつた。

1939年から1940年にかけて最も多く労働者としてやってきたのはポーランド人であつた¹⁵。戦前のポーランドの失業率はかなりの高さで、1939年春には非合法に国境

を越えてドイツに就労に来るポーランド人が後を絶たなかった。秋にはドイツはポーランドに対する「戦利品」としてかなりの数のポーランド人の受け入れを進めることが決定された¹⁶。

2. 実行者と手段

いかにしてドイツ人女性とポーランド人男性との性交を妨げ、彼らが「性交犯罪 (GV-Verbrechen)」を侵した場合には、どのように罰するかが、1939年から1940年にかけてのすべての刑法改定計画の中心的課題となった¹⁷。1940年3月8日には、ポーランド人民間労働者の労働と生活条件の規則を定めた「ポーランドに関する布告 (Polenerlass)」¹⁸が發布された。これは後に東欧やロシアからの労働者の規制のモデルとなる。滞在を離れることの禁止、鉄道等の公共交通機関に警察の許可証なしで乗ることの禁止、衣服の右胸にポーランド人の頭文字である「P」という印を常に目立つように縫い付ける義務、レストランやダンスパーティーへの出入り禁止といういくつかの条項と並び、「ドイツ人女性やドイツ人男性と性交をした者やみだりに接近した者には死刑が課される」ことが規定された。

1940年6月、戦争捕虜となったフランス人兵士が労働力としてドイツの戦争経済に組み込まれたことにより、ドイツ人女性と外国人労働者との間の交際がより一層問題化した。戦争捕虜との交際は、1939年11月25日の「ドイツ国民の国防力を援護するための政令 (Verordnung zum Schutz der deutschen Wehrkraft)」の第4条により禁止されていたにもかかわらず、「禁じられた交際 (Verbotener Umgang)」を阻止することはできなかったのである。

他方、戦争捕虜と関係を持ったドイツ人女性の処遇について、1940年5月7日にヒムラーは以下のような極秘命令を下したことが明らかになっている¹⁹。

健全な民族感情を著しく傷つけるような仕方です戦争捕虜と交際したドイツ人婦女子は、身柄を拘束されるものとする。捜査手続き終了後は、その身柄を裁判所に送り、1939年11月25日制定の「ドイツ国民の国防力を援護するための政令」第4条 (RGBl. I, S, 2319) に定める罪状による拘禁命令を下される。裁判所が拘禁命令を認めない場合、また、いったん下された拘禁命令を破棄した場合、被告人は改めて拘禁され、強制収容所に送られるものとする。²⁰

さらに、同じ極秘命令で次のように述べられている。

ある町の婦女子らが、ある女が強制収容所に連行される前に、その者を公共の場でさらし者にし、髪を切り落とそうと意図した場合、それが明らかに肉体に危害を加える暴力に発展しない限り、警察力による阻止はなされないものとする。²¹(傍点は筆者)

この極秘命令の文書だけを見ても、女の髪を公共の場で切ることを明示的に指示はしていないものの、ナチ党は公式に奨励していることが分かる。ナチ党は、このよう

な行為を「丸刈り (Haarschur)」又は「烙印押し (Anprangerung)」と名づけた²²。

それどころか実際には、丸刈りを実行したのは、前掲の命令にある「婦女子ら」ではなく、他ならぬ地元のナチ黨員や「憤慨した民衆」であったとする見方²³がより説得的である。例えば、ハンス・プロイエルの研究はオスナブリュック行政区長官の1940年8月の報告を紹介している。

リンゲンで、戦争捕虜病院の厨房助手として働いていた18歳の娘が(ポーランド人との性的交渉を)自白した。管区指導官の指示にもとづき、彼女はリンゲンのアドルフ・ヒトラー広場において大群衆の面前でSA隊員たちによって髪を切られた。²⁴(傍点は筆者)

この研究は、民衆が髪を刈ったという例をいくつか挙げたうえで、「民衆はただたいていの場合、なかば悪意にみち、なかば恥じている見物人の役割を果たしたにすぎなかった²⁵」と結論づけている。

また、バーデン・ヴュルテンベルク州メッケンボイレンにおいて1941年又は1942年に撮影された以下の写真においては、「ポーランド人用売春婦 (Polendierne)」と書かれたプラカードを下げた女性が、ナチ・ドイツの腕章を付け鉄十字勲章を下げた軍服の男性によって、駅舎の前で髪を刈られている光景が記録されている。その他にも、クラウス・ヘッセとフィリップ・シュプリンガーが編集した写真資料集に収められている40枚ほどの写真からは、明らかに制服を着た男たちに付き添われる形で、丸刈りがなされているのが分かる²⁶。これらの写真では、確かに丸刈りにされている女性を「民衆」が取り囲み、引き回されている丸刈りにされた女性の後には「民衆」が続いている。だが、実際に手を下しているのは、制服の男や党に動員されたと思われる、時には理容師のように白衣を着用した男たちなのである。



テットナング市公文書館 (Stadtarchiv Tettng) 所蔵

ヒムラーの極秘命令から4ヶ月後、1940年9月にはゲッベルスが「ドイツ人の娘はユダヤ人との性交だけでなく、他の全ての外国の血が流れている者との性交は拒否されなければならない」というプロパガンダを口頭で広めるよう全ての大管区長官に命令した。それでもこの年だけで2000件近くが裁かれ、翌年には2倍以上の件数に上った²⁷。

ドイツ国内でどれだけの丸刈りが実行されたかについては明らかになっていない。丸刈りは、ミュンヘン近郊、ニュルンベルク近郊、ヴェルツブルク近郊、ライプツィヒ近郊、ウルム、ホルブ、ロイトリンゲン、シュヴェービッシュハル、アイゼナハ、ライヒェンバッハ、アルテンブルクなどで行われ、1941年夏に絶頂期を迎えたとされている²⁸。

しかし、このような公共の場所での残酷な見せしめに対する民衆の評判は必ずしも良くはなかった。1940年12月の親衛隊情報部(SD)の報告書によると、公共の場で丸刈りするという処置に拒否的な態度を示し、被害者に同情を抱く市民が多かった。この報告書は、ヴェルツブルク近郊のクラインリンダーフェルトにおいてポーランド人戦争捕虜にレイプされた16歳と17歳のドイツ人女性の事案を取り上げ、住民たちのうち少なくともカトリック信徒たちは、彼女たちを丸刈りにして村中をパレードするという仕打ちを「完全に拒否」したと記録している。報告書によれば、このふたりの女性はその後裁判で無実となり、髪を刈ったことの違法性が認められたとされている²⁹。

さらに、一部の女性は、ナチ党员であっても、丸刈りを適切な処罰の形式とは見做さなかったようである。彼女らはその場ですぐに本心を明らかにすることはなかったが、当時であっても、後になって反感を示した女性はいた。その反感は、主として、ドイツ民族の純潔性の保持が女性だけに課されており、外国人女性と関係を持った男性が同じような処罰から逃れていることへの不満によるものであった。実際、「フランスでフランス人女性と関係したドイツ人男性を同じ方法で罰したらどうだろうか」と言い出す女性もいたとされる³⁰。

このように、国内的に丸刈りの評判が芳しくない一方で、対外的にも、ドイツの同盟国からは好意的に受け取られないであろうことをナチ党上層部は意識していた。戦争初期のドイツが優勢と思われていた1941年秋、「冬将軍」の到来で対ソ連戦争の成り行きに翳りが出始めていたとはいえ、ドイツ勝利後の外交的立場の占める重要性を見据えていたのである。このような状況をふまえ、1941年10月13日、ヒトラーは丸刈りを含む公の場での全ての辱めを禁止した。

総統は、とりわけ我々の同盟国や友好関係にある国々の国民感情を考慮し、外国人と不名誉な関係を持ったドイツ国民を公共の場で非難することを、今後明確に禁止することとした。党の全機関に対し、今後そうした事件が起こった場合、新聞で誹謗し、髪を切り、さらし台で見世物にし、そうした人物を相応のプラカードとともに町を引き回す等の行為は、今後厳しく禁止され、断じて行なってはならない旨を周知させなければならない。外国人との望ましくない性行為は、今後は、もっぱら国民に対する非公開の口頭での教育と啓発を通じて防がなければならない。ポーランド人や戦争捕虜ならびにそれらに相当する者との性行為が行われたことを知ったときは、これまで通り秘密国家警察の所轄署に告発しなければならない³¹。

この「烙印押し」禁止令により公の場での見せしめは終息したと思われるが、外国人と親しくしたドイツ人女性をめぐる裁判は引き続き行われた。SDの報告では、1943年12月になっても、外国人労働者とドイツ人女性との関係が取り上げられている。この報告では、この種の裁判が継続して行なわれていることが分かる一方、戦争初期に行なわれていた、髪を切り、プラカードとともに町を引き回すという「烙印押し」は、禁止令以降はなされていないことが明示的に述べられている³²。

このように、外国人と関係を持ったとされたドイツ人女性に対する丸刈りは、ナチにより公式文書で奨励され、実際には党員により実行された。だが一方で、見せしめの方針の撤回や、禁止の動きがあったことに留意する必要がある。

3. 被害者

1940年から41年にかけて行われたナチ党による丸刈りの網羅的な調査は現時点ではなされていないが、写真を所蔵する公文書館はいくつかあり、その地域での丸刈りの事例が調査されているところもある。

例えば、フェルバッハというバーデン・ヴュルテンベルク州シュトゥットガルトに隣接する町である。シュトゥットガルト中心部から東へ走る路面電車が、自動車工場の巨大な敷地前の停留所を過ぎ、終点で南北に伸びるワイン街道沿いの町に達する。ここがフェルバッハである。この小さな町で起きた丸刈りは、「地元の歴史の手を付けられていない一章」であった。

1941年1月5日14時、マイナス20度という環境で、雪で覆われた町を一周するパレードが、ヒトラーユーゲントのファンファーレで幕開けとなった。パレードには髪を刈られた女性が「私は民族の血を守る法律を犯しました (Ich habe mich gegen das Blutschutzgesetz meines Volkes vergangen)」というプラカードを掲げていた。10人ほどの子供たちが彼女の後に続いて列をなしていた。道の脇に連なって住民たちがこのパレードを見守っていた³³。

この冬の日を記憶している住人は現在でもいるが、戦後、決して話題にはしてこなかった。この町の公文書館で働く研究者は、これについて調査をしている最中、ある住人から抗議を受け、調査の中断を要請されたという³⁴。

丸刈りの被害者であったリーナ・シャフェルトは、この町の園芸屋で働いていた独身女性で、当時40歳であった。彼女はフェルバッハ出身ではなく、北へ100キロほど離れたベッハリンゲン出身であった。見せしめにされるまでの8年間、この園芸屋に家政婦として雇われていた。

この園芸屋には若いポーランド人青年が働いていた。人種政策によってポーランド人はドイツ人とテーブルを囲むことは許されていなかったため、彼女は彼の部屋まで食事を運んでいた。一般的に、仕事以外の場面でも外国人労働者と接する機会が多いメイドや農家の娘は、最も疑いの目を掛けられやすい立場にあった。

彼女がポーランド人と親しくしていると警察に通報したのは、他ならぬ彼女の雇用主であった。彼女は警察に厳重に注意を受けた。

数週間後、ナチ党は見せしめにふさわしい「恥知らずの女性 (ehevergessene Frau)」を探し求めていた。警察は彼女に目を付け、犠牲者として選んだのであった。

彼女を庇ってくれるような家族も親戚もこの町にはいない独り身の彼女は、公衆の面前でのさらし者として適していたに違いない。

彼女は家から外へ連れ出され、ブラカードを押し付けられ、白衣を着た理容師によって完全に坊主頭にされた。翌日、シュトゥットガルトのゲシュタポに引き渡され拘留された。運よく、強制収容所には送られず、1942年3月15日に釈放された。他方、ポーランド人青年スタニスラウス・ガジェフスキーは拘留中に自殺したとされている。

彼女は釈放された後、エスリンゲンやシュトゥットガルトを転々とし、落ち着くことはできなかった。結局、病気の父親がいる故郷のベッハリンゲンへ戻った。

終戦直後の1945年8月、リーナ・シャフェルトは、フェルバッハに駐留していたアメリカ軍のもとへ、かつての雇用者、警察、ナチ党員に対する訴えを起こした。その結果、二年後の1947年、シュトゥットガルト地方裁判所へ騒乱罪(Landfriedensbruchs)³⁵としてフェルバッハの住人8人が訴えられ、このうち3人に有罪が宣告された。だが、彼女の雇用主や彼女を尋問した二人の警察官は、丸刈りの現場には居合わせなかったとして、結局、裁判で取り扱われなかった。丸刈りに関与したナチ党の地方支部長や他の党員は戦死していた。

リーナ・シャフェルトはこの訴えを皮切りとして、戦後、裁判で賠償を求めて戦い続けた。彼女の訴えは5回退けられたが、1961年、年金として50マルクを認められた。

重労働で疲れ果てた外国人労働者や捕虜と日常的に身近であったドイツの市民が、彼らに食べ物を分けたり、逃亡の手伝いをしたり、さらに人間関係を親密なものに発展させたことは、ナチに対する抵抗の一つの形であったと言えるかもしれない。小さな抵抗かもしれないが、もし当局に知られることになれば、強制収容所へ送られ、死刑さえも覚悟せねばならなかった。1942年1月までにドイツ人女性と外国人との間に少なくとも2万人の子供が生まれたとされている³⁶。禁止令にもかかわらず、親しい関係を築き上げた人々が少なくなかったことが窺える。

第二次世界大戦の初期、ナチ党は丸刈りをドイツ国内で広範囲に実行した。ドイツにおける丸刈りはフランスにおけるものに時期的に少し先行しているが、フランスの丸刈りはドイツのやり方に多少なりとも影響されたのであろうか³⁷。

第2節 フランスの事例

1940年6月にフランスはドイツに敗退し、1944年まで地域ごとに異なる方法で占領を経験した。北半分はドイツの占領地区となり、南半分の非占領地区にはヴェルダンの英雄ベタン元帥を国家元首とするヴィシー政府が成立した。1942年にはこの地域もドイツの占領地域となった。アルザス地方とロレーヌ地方の一部は大ドイツ帝国に併合された。

占領下において抵抗活動に参加した人々や、逆に、ナチに政治的に共鳴して積極的にドイツに協力した人々を除けば、大半のフランス人は妥協的で曖昧な態度をとった。ドイツ当局に追われている抵抗運動活動家を匿う勇敢な人が、同時に生活のためにドイツに協力的な工場で働いているということもありえた。ドイツ人兵士と性的関係

を持ったとされたフランス人女性たちは、1944年夏の解放時にフランスのほとんど全ての地域で、丸刈りという暴力の標的となった。

1. 時代背景と目的

フランスでは1944年夏の「解放期」に「性的な対独協力 (collaboration sexuelle)」をしたフランス人女性に対して、大規模に丸刈りが行なわれた。

ドイツからの「解放」と言っても、ある一日を単純にピンポイントで指せるわけではない。アメリカ、イギリス、カナダ連合軍は1944年6月初旬にノルマンディから、8月中旬にプロヴァンス地方からフランスに上陸した。地元のレジスタンス組織も加わりながら、この勢力は各地で守勢に立つドイツ軍と激しい戦火を交え徐々に村や町を解放していった。戦後、これらの村や町は各々「解放の日」を持つようになる。だが、いつを「解放の日」とするかを決定するのは易しいことではない。公的には、ドイツ軍や対独協力者たちに対する蜂起、ドイツ軍の退却、連合軍の来訪、レジスタンスの公然たる登場、ド・ゴールの入城、新しい権力者の任命などのあらゆる出来事を包摂したある一日を指定して「解放の日」としている。だが上記の困難を考慮して、「解放の日」ではなく「解放の日々」と呼ぶ方が適切であるという見方もある³⁸。

このように、フランス解放は一瞬の出来事ではなく、過渡期として捉える必要がある。フランスがドイツの占領から脱しようとする時、フランス国内はまさに市民戦争であった。占領中の立場や経験によって、迎えた解放の意味は異なった。フランス解放の写真や映像からは、多くの市民は解放の喜びに包まれていたことがよく分かる。だが同時に、これとは対照的な暗い面もあった。ドイツに協力した人物に対する処刑や復讐的リンチ、つまり「無法な粛清 (épuration sauvage)」が行われたのである。

解放の混乱に乗じて蜂起した、にわかレジスタンスとも言える人々で構成される軍法会議 (cours martiales) や緊急軍法会議 (tribunaux militaires d'urgence) なるものの判決により、およそ1万人が処刑された³⁹。処刑された人々には無実の人々や対独協力者としては小物であった人々も少なくなかった。略奪や行き過ぎた暴行も相当な規模であった。丸刈りは、このような「法の外 (extra-judiciaire)」で行われた粛清の一つであった。ただし、丸刈りの一部の被害者は、後で述べるように、丸刈りの後に正規の粛清裁判にかけられ、男と同じように刑に服した。

占領下フランスからは、かなりのフランス人男性が、外国人労働者としてドイツへ行って就労しており、家を長期間留守にしていた。特に1943年の強制労働徴用 (STO) の開始により、フランスを後にしなければならない男性はさらに数を増した。フランスに残った女性たち、特に戦争捕虜の妻たちは、家の外で仕事をして家族を養う必要があった。自活の手段を探す未婚の女性たちもいた。占領軍としてやってきたドイツ軍は、このような女性に雇用の機会を与えた。仕事は容易なものでなかったかもしれないが、彼女らは外で仕事をするようになり、新しい価値を見出したかもしれない。

他方、フランスに留まっている男性たちはドイツ軍の元で自活した女性たちに、優越性を保つことができないうでいた。ドイツ人のところで働いているだけでなく、より親密な関係になったフランス人女性を見ることは、面白くはなかった。フランス解放の時、フランス人男性は占領下での鬱屈を晴らすために、ドイツ軍兵士でなく、ずっと弱い女

性たちに暴力の矛先を向けたのであった。

2. 実行者と手段

フランス解放時に集中して、およそ2万人の女性の髪が切られた。これには、県庁、市庁舎、警察、広場、学校、大通りなどの公共の空間が広く利用された。それらは、公的な権力の所在地であり、歴史が刻印された場所であり、市民の集う空間であった。丸刈りは地下から出てきたばかりのレジスタンス活動家とドイツ占領からの解放に湧く民衆との邂逅の機会であったとされる⁴⁰。

ブルターニュ地方では、丸刈りの実行者の80%はフランス国内軍 (FFI)、地方解放委員会 (CLL)、国民戦線 (FN) などの「レジスタンス活動家とそれに同化した人たち (résistants et assimilés)」であった⁴¹。丸刈りを撮影した写真⁴²からは、女の傍らにいる男たちが何者なのかは明確には分らない。彼らは軍人や警察のような制服を着ていたり、普段着に腕章だけ腕に巻いていたり、制服も腕章も身に着けていないが武器を持っていたりする。また、現場に群がった民衆は、実際に手を下す者たちを大いに煽ったと思われる。自称レジスタンス活動家たちは権威を誇示したが、民衆は一刻も早く対独協力者たちに仕打ちを加えたいと思っていた。後に続く閉鎖的な法廷とは違い、丸刈りは民衆も参加しやすい粛清の場であった。

パリでは、丸刈りの女性が写っている写真はいくつも残っているが、場所を特定できない記録が多い。だが、路上や公的な建物の中が、丸刈りの舞台として利用されたのは確かである。例えば、エマニュエル・ダスティエが見た光景である。彼は、ドイツ占領中はレジスタンスの組織化に国内外で尽力した人物である。戦後は国会議員として活躍しつつも、レジスタンス時代に地下新聞として出発した『リベラシオン (Libération)』(1941年から1964年発行)の編集を続けた。議員引退後もジャーナリストとして活動した。彼は解放の混乱の最中、パリ7区の官庁街グルネル通りからバック通りに掛けての出来事を目撃した。

25日金曜日。ある女性が連れてこられて、髪を刈られた。人々は叫び声を上げていた。グルネル通りには区役所を守るために大きなバリケードが出来ていた。4人の髪を刈られた女性からなる列(かなり醜い)がバック通りに向っていた。群衆は次第に増えてきて、大声を上げていた。女性の一人がバック通りで逃げようとしたため、捕らえられ、引っ叩かれ、罵倒された。群衆は非人間的だ。この不幸な女性は腰まで服を脱がされ、バック通り102番地の前で跪いた。FFIの一人が彼女を裁くために銃を向け、彼女に謝るように要求した。彼女は上半身裸で跪いたままだった。彼女は窓から銃を発射して3人のフランス人を殺したらしい。荒れ狂った群衆を前にどうすればよいのだろう。彼女は処刑されるのだろうか。いや、そうではなかった。フランス人の将校が現れ、彼女を監獄に連れて行くべきだと言った。不幸な女性はいまだに跪いていた。上半身裸のまま。そして口を開いた。「許して下さい。もうしませんから。」目には涙を浮かべてはいなかったが、意識はないようであった。恐れおののいているというより、錯乱しているようだった。この何もかもが卑

劣であった。無害に見えた群衆が人殺しをも厭わないほど乱暴な人たちになってしまった。私はおそろしくなった⁴³。

「対独協力者を丸刈りにせよ」という命令が全国規模で下されたわけではないにもかかわらず、どうやってフランスの端から端まで、大きな町から小さな村まで広範に伝播したのかという疑問が湧く。解放された町から町へと順に噂が広がったのだろうか。「民俗的伝統」が発露したのだろうか。ある歴史家は、丸刈りに言及したラジオ放送が流されたことが、全国規模でこれが知られる契機になったとほのめかしている⁴⁴。これは、サンデー・エクスプレスの記者がノジャン・ル・ロトゥルーの市庁舎前の共和国広場で盛大に行われた丸刈りを取材したものだった。そこには3000人もの人々が、20歳から60歳までの16人の女性を取り囲むように集まっていた。彼女らは順々に椅子に座らされ、鋏とバリカンで武装した理髪師に髪を切られるがままになったのだった⁴⁵。だが、この放送以前にも丸刈りはいくつも発生しており、この放送の実際の影響力には疑問が残る。

丸刈り現象はフランス解放の時に起こったとされてきたが、1943年6月から1946年5月までの約3年間に及んで丸刈りがおきており、この間に2万人の女性が丸刈りを被ったとされている⁴⁶。占領中が6.6%、解放の日々が67.6%、解放後3ヶ月以内が16.4%、解放後3ヶ月以降が9.4%であった⁴⁷。もちろんフランスの大半の地域が解放を迎えた1944年夏から秋にかけて、圧倒的に集中しているが、3年という期間に件数の差はあるにしても継続的に丸刈りが起きていることは注意すべきことである。時期によって、実行の場所や性格も変化した。特に解放前の丸刈りは、当局に見つからないように、人目につかない場所や女性の家の中で、非公開の私刑として行なわれていた。

3. 被害者

戦後、女性たちが丸刈りにされたのはドイツ人と性的関係を持ったためであったと半ば神話化された形で語り継がれてきた。外国の軍隊による占領という状況下で、日常的に恐怖にさらされながら生活せねばならなかった人々を尻目に、ドイツ人軍人と親しくなることで、後ろ盾を得て、物質的豊かさを享受した女性たちだとされてきた。或いは、若さゆえにドイツ人兵士と純粹に恋に落ちた女性たちだとも考えられてきた。経済的動機からの協力や密告行為など男性と同じように対独協力をした女性も、一様にドイツ人の恋人や愛人とされた。ドイツ人と性的関係を持ったフランス人女性全てが丸刈りにされたのではないし、丸刈りにされた女性全てがドイツ人の恋人だったわけでもない。それでは、実際には、どのような人が丸刈りにされたのだろうか。

10代半ばから60代まで、様々な年齢の女性が丸刈りの対象となったが、特に高い割合だったのは、10代後半から20代後半の年齢層であった。丸刈りにされた女性の既婚率は35.5%であり、フランス全体の55.2%という数字を下回っている。結婚している女性でも、戦争捕虜としてか、強制労働の枠、あるいは、自由意志で夫がドイツで就労している可能性もあった。このことを考慮すると、髪の毛を刈られた女性たちは、フランスで男性と同居していない女性たちが多かったと言える。

丸刈りにされた女性たちの多くは職業を持っていた。彼女らの職業はドイツ人と

の関わりという観点から主に三つに分類される。

第一に、ドイツ軍が占領を効率よく行うために必要としていた仕事である。メイド、洗濯係、皿洗い、調理補助というドイツ人兵士の身の回りの世話をする仕事や、速記タイピスト、通訳、秘書など、ドイツの出先機関では事務作業をする人も求められた。このようなドイツの機関での仕事は、地元の仕事と比較すると給料が格段に良かった⁴⁸。

第二に、ドイツ人と接する機会が多かった職業が挙げられる。小売店で働く人、レストランやバーの経営者や女給、ホテルや映画館の従業員、理容師などである。ドイツ人を優遇して商売をしていたとして、彼女らに憎しみを覚えた住民がいたのである。また、飲食店やドイツ人専用となった映画館にドイツ人兵士が出入りする様子は住民にとってあまり快いものではなかったに違いない。

第三に、行政機関や学校で重要な地位にいた人たちも丸刈りにされることがあった⁴⁹。彼女らはドイツ人と職業上、接することが多かっただけでなく、実際に対独協力的な政策を遂行する役割を果たしていたため、解放時に彼女らに優先が向いたのであるろう。

頭を刈られた女性たちのうち、ドイツ人兵士と実際に性的関係を持っていたことを咎められた女性は42.1%であったということが明らかになっている⁵⁰。残りの半分の女性たちは、密告者、ドイツへの志願労働者、対独協力的組織に加盟していた者、枢軸国出身者などであった。

この42.1%という割合を、多いと見るか少ないと見るかは、議論の余地がある。丸刈りにされた女性たちが全員ドイツ人の恋人とされてきたことを考えると、半分というのは少ないとみなすことができるが、それでも半分というのは相当な割合であるとも言えるかもしれない。今日からすれば私的で自由であるはずの恋愛も、当時はドイツ人との恋愛は対独協力の一種とみなされた。

このような形の対独協力は、「添い寝の協力 (collaboration horizontale)⁵¹」、「性的協力 (collaboration sexuelle)」、「愛情からの協力 (collaboration sentimentale)」と呼ばれ、当時の文書や新聞、歴史研究書に頻繁に見出された。

ところで、フランスの丸刈りの被害者の多くは、髪を切られたことのみで「罪」を贖ったとされたわけではなかった。彼女らは、丸刈りにされたことに加えて、男性の対独協力者と全く同じように逮捕され、粛清裁判に掛けられ、下された判決によって刑に服すこととなった。彼女らは、二重に「罰」を受けなければならなかったのである。

対独協力の疑いで捕らえられた女性たちは、粛清裁判のうちの「法廷 (cours de justice)」か、法廷に付属する形で設置された「公民法廷 (chambre civique)」において裁かれた。特に後者では、被告人は市民としての適格さを裁かれた。対独協力が市民として許容範囲内とされれば釈放され、そうでなければ「非国民罪 (indignité nationale)⁵²」となり、それに対応する刑として「国民権剥奪 (dégradation nationale)⁵³」が科された。

国民権剥奪の刑の数ある項目うちで、女性たちに実際に不利益をもたらしたのは、参政権剥奪と居住禁止であろう。1944年、共和国臨時政府によって女性に参政権が付与され、翌年4月と5月の市議会選挙で実際に投票が行なわれた。フランスにおいて近代以後初めて女性が政治に参加するという歴史的出来事に、非国民罪となり参政権の剥奪を科された女性たちは加わるができなかったのである。

居住禁止は法廷が定めた一定の区域に立ち入ることを禁止する項目である。これを宣告された者は、生活基盤のある住み慣れた地域を出て行き、別の場所で生活を立ち上げなければならない。家族や友人と離れねばならないし、新しく住居や仕事を見つけなければならないのである。別の町に移っても、極端に髪の毛の短い頭をしていればやはり目立ってしまう。ターバンを巻き、鬘を被るなどしてそのような頭を隠しても、馴染みの薄い町で生きていくには相当の苦勞があったものと想像できる。

法廷で非国民罪よりも重い罪を宣告された者は、死刑、強制労働、禁固刑などに処された。性的協力を行った女性が丸刈りにされたという強烈なイメージによって、女性も男性と同じように性に関係ない形の対独協力で、このような刑に服したということが見えにくくなっている。

セーヌ県の法廷で咎められた行為のうち、最も目立ったのは密告であった。私的な恨みや報酬欲しさからドイツの出先機関やフランス警察に直接出向くか匿名の手紙を送るなどして密告したケースは多く見られた。或いは、ドイツ軍の情報機関のエージェントとしてユダヤ人、共産黨員、レジスタンス行為の疑いのある人物を密告することを生業としていた女性も少なくなかった⁵⁴。

判例のない状態での審理であったため、県ごとに開かれた法廷はそれぞれ独立した基準で判決を下していた⁵⁵。同じような行為でも、法廷によっては強制労働の刑になったり、国民権剥奪の刑になったりしたのである。

刑務所に収監されている人数について、調査がなされていない県や男女が識別されていない県もあるが、全体の約21%が女性であった。女性の比率が30%を超える県もあった⁵⁶。女性の囚人のあまりの多さに対応するため、女性専用の収容施設が開かれた。1946年、フランス国内には14の女性専用収容施設が存在し⁵⁷、髪の毛のある女性と髪の毛の極端に短い女性が混在していた。

第3節 総括

第二次世界大戦時のドイツとフランスにおける丸刈りの事例を見てきた。ドイツとフランスにおいて、女性に対して行なわれた抑圧的暴力が丸刈りという形で一致していたことは言うまでもない。また、フランスの事例では名目こそ必ずしもそうではなかったにせよ、自国の男性でなく、外国人と親しくした、又は性的関係を持ったことを咎められたという点で共通していた。このような共通点がある一方で、いくつか相違点があったことも看過してはならない。

丸刈りの場所という点では、人の目に触れない隠れたところではなく、町中の人々が集まった広場で行なわれたということも同じである。ただし、ドイツの場合はナチ党が人為的に人々を集め、フランスの場合は解放の混乱の中でほとんど自然に人々が群がっていたという点では異なっている。

丸刈りの実行者は、ドイツでは地域の党幹部や彼らに動員された人々であった。人種主義政策に基づいて見せしめが行なわれ、同盟国からの評判を意識したヒトラーによって比較的早い時期にそれは禁止されたのであった。フランスでの丸刈りの実行

者の多くは、占領中は大した抵抗活動もせず、最後の最後になって自らをレジスタンス活動家だと称した男たちによってなされた。「本物の」抵抗活動家は、「もっと他にすることがあった⁵⁸」し、女性に対して暴力が行なわれている現場に立ち入り、止めに入ったケースもある⁵⁹。

ドイツではどれくらいの人数の被害者がいたのかという研究が現時点ではなされていないのに対し、フランスでは2万人の女性が丸刈りを被ったことが明らかにされている。いくつかの点で類似した暴力であるにもかかわらず、テーマとして注目される時期にずれが生じている。

そもそも、独仏の事例では丸刈りの目的が違ったということもできる。ドイツでは既存の国家が、方策に反する行為をした人物を辱め、これを公衆に見せることで公衆を恐怖に陥らせた。女性に対しては刑罰であり、公衆に対しては予防という目的があった。フランスでは、「丸刈りにせよ」という命令が上からなされたわけではなかった。ドイツの事例ほどは組織的とはいえないが、レジスタンス組織が関わっていたことを考えると、完全に自発的とも言い切れない。ドイツによる屈辱的な占領から脱しようとする過渡期に、国家を再建し、フランス人男性による支配の秩序が打ち立てられる過程で、ドイツ人に心を売った女性たちに対して暴力が及んだのである。

以上のように、本稿で検討した諸要素をとってみても、近似した時期に同じヨーロッパの隣接した地域で見られた丸刈りという現象は、形式的には同じ行為であったとしても、実質的には「似て非なる」ものであったことがわかる。このような現象の相違は犠牲者の女性自身のその後にも大きく現れてくる。

ドイツでは、ナチの方策に反する行為が発覚し、刑に服す前に、公然とさらし者にされた女性たちはナチの被害者である。リーナ・シャフェルトのように粘り強く名誉回復のために戦った例はごく稀であるが、これはナチの被害者だからこそ可能であった。ここに興味深い例がある。

南ドイツのメッケンボイレンでは、かつて丸刈りの舞台となり、そのままの形で現存する駅の貨物倉庫前広場に「ここで、メッケンボイレンの若い女性がナチによって精神的に虐待された。彼女がポーランド人を愛したからであり、当時は恥とされたことであったからだ」と書かれた記念碑を設置しようという提案があった⁶⁰。だが、これは実現には至っていない。

フランス解放の時に髪を刈られた女性たちは、社会に訴えるどころか、名乗り出ることすら不可能に近い立場であり続けている。拘留され髪を刈られる直前にあまりの恐怖から自殺した女性や、丸刈りにされた後に絶望から自殺した女性は少なくないといわれている。彼女らは、頭を剃られるくらいなら死んだほうがましだと感じたのではないだろうか。

丸刈りにされた女性たちへのインタビューを収録したドキュメンタリー番組はわずかに存在するが⁶¹、自らペンを取って書き綴ったものは公には存在しない。家族の間ですら丸刈りの事実は隠され、記憶は埋もれたままであることもある。これには、丸刈りにされた女性たち本人が、痛ましい丸刈りの記憶を呼び覚ましたくないと考えているという理由が想像できる。

一方で、彼女らの多くは対独協力の罪に問われた「犯罪者」とされた。現在でも彼

女らを祖国の裏切り者とみなすフランス人は少なくない。フランスにおいて、丸刈りにされた女性たちの証言が数えるほどしか存在しないのは、彼女らを「犠牲者」としてではなく、「犯罪者」として考える傾向が根強くある社会状況にもよる⁶²。

同じように頭を刈られ精神的苦痛を覚えざるを得なかった女性たちは、異なる戦後を歩んだのである。

- 1 本稿において、独仏語で双方の原語を示す際には、括弧内に独語、仏語の順に示すこととする。
- 2 Michelle Perrot, *Mon histoire des femmes*, Paris, Seuil, pp. 65-66.
- 3 タキトウス『ゲルマニア』泉井久之助訳、岩波文庫、1979年、92頁。
- 4 新約聖書「コリントの信徒への手紙1」、11章5節-6節。
- 5 池上俊一『魔女と聖女—ヨーロッパ中・近世の女たち』講談社現代新書、1992年、35頁。
- 6 例えば、フランスで報道された二つの事件を取り上げることができる。パー・ル・デュックに住む男が、妻のそっけない態度に憤慨して、彼女の髪をバリカンで刈った。ナンシー高等裁判所はこの男に対して6ヶ月の禁固刑を宣告した。(Le *Matin*, 1981年4月3日) また、リヨン郊外に住むチュニジア出身のフランス人の62歳の父と22歳の息子が、18歳の娘・妹が、ムスリムでもマグレブ出身でもないフランス人の男と付き合っているという理由で、髪を刈った。(Le *Figaro*, 2006年11月20日)
- 7 厳密に言うと、丸刈りが大規模になされた時期には、両国で若干のずれがある。後で述べるとおり、ドイツでは第二次世界大戦前期であり、フランスでは第二次世界大戦後期である。
- 8 Schweithgut, “L’administration militaire des pays rhénans, *Revue de deux mondes*”, 1924, p. 109.
- 9 Jean-Yves Le Naour, “Femmes tondues et répression des «femmes à boches» en 1918”, *Revue d’histoire moderne et contemporaine*, tome 47-1, janvier-mars 2000, p. 150.
- 10 Ellen Wilkinson, *The Terror in Germany*, 1933, p. 21.
- 11 Rita Thalmann, *Être femmes sous le III^e Reich*, Paris, Robert Laffont, 1982, pp. 129-137
- 12 Birthe Kundrus, “Verbotener Umgang. „Liebesbeziehungen“ zwischen Ausländern und Deutschen 1939-1945”, Katharina Hoffmann und Andreas Lembeck (ed.), *Nationalsozialismus und Zwangsarbeit in der Region Oldenburg*, Oldenburg, 1999, p. 149. ただし、ドイツ人とユダヤ人との性的関係は1935年からすでに「人種の恥辱 (Rassenschande)」として禁止され、罪となりえた。
- 13 Christa Tholander, *Fremdarbeiter 1939 bis 1945. Ausländische Arbeitskräfte in der Zeppelin-Stadt Friedrichshafen*, Essen, Klartext, 2001, p. 59. 「ドイツ人女性を守る」ために外国人労働者には専用の娼館が準備された。このような施設は、1943年には60館あり、600人の「非ドイツ人女性」が働いていた。イタリア、クロアチア、ルーマニア、スペイン、ハンガリー、ユーゴスラヴィアから多かれ少なかれ強制的に連れてこられた女性たちであった。Birthe Kundrus, *Kriegerfrauen. Familienpolitik und Geschlechterverhältnisse im Ersten und Zweiten Weltkrieg*, Hamburg, Christianans, 1995, p. 382. また、占領地域にはドイツ国防軍兵士専用娼館が設けられた。1942年には500館が存在した。Birthe Kundrus, *op.cit.*, 1999, p. 164. 占領下フランスにおけるドイツ国防軍兵士専用娼館については以下が詳しい。Insa Meinen, *Wehrmacht und Prostitution im besetzten Frankreich*, Bremen, Temmen, 2002.
- 14 Ulrich Herbert, *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des “Ausländer-Einsatzes” in der Kriegswirtschaft des dritten Reiches*, Bonn, Dietz, 1985, p. 11.
- 15 1939年5月の時点で最も多いのはポーランド人の約14万人、次いでイタリア人の88000人、オランダ人の84000人であった。*Ibid.*, p. 99.
- 16 *Ibid.*, pp. 67-69.
- 17 *Ibid.*, p. 79.
- 18 布告Erlassは「ナチス時代に政治的に重要な事柄について発布され、法律と同様の効力を有した。」山田晟『ドイツ法律用語辞典』改訂増補版、大学書院、1991年、「Erlass」の項。
- 19 Paul Sauer, *Württemberg in der Zeit des Nationalsozialismus*, Ulm, Süddeutsche Verlagsgesellschaft, 1975, pp. 419-420.

- 20 Sicherheitsdienst RF SS, SD-Leitabschnitt Stuttgart II/225 – Ra./Ab., Rdschr.-No. 79/40, „Umgang mit Kriegsgefangenen“, Staatsarchiv Ludwigsburg, Akten K 110 Bü 37.
- 21 *Ibid.*
- 22 Ralf Beckmann, “Öffentliche Rügeaktionen gegen «ehevergessene deutsche Frauen» 1940/41”, *Schwäbische Heimat*, Januar-März, 2003, p. 17.
- 23 Hans Peter Bleuel, *Das Saubere Reich. Die verheimlichte Wahrheit. Eros und Sexualität im Dritten Reich*, Bergisch Gladbach, Bastei Lübbe, 1972, p. 297. (大島かおり訳『ナチ・ドイツ清潔な帝国』人文書院、1983年、254頁)
- 24 *Ibid.*, p.296. (前掲書、253頁)
- 25 *Ibid.*, p.298. (前掲書、254頁)
- 26 Klaus Hesse und Philipp Springer, *Vor aller Augen. Fotodokumente des nationalsozialistischen Terrors in der Provinz*, Essen, Klartext, 2002, pp. 175-214.
- 27 Hans Peter Bleuel, *op.cit.*, p.297. (前掲書、253頁)
- 28 *Ibid.*, p.295- 298. (前掲書、525-255頁) Robert Gellately, *The Gestapo and German Society. Enforcing Racial Policy 1933-1945*, Oxford, Clarendon, 1990, pp. 232-244. Klaus Hesse und Philipp Springer, *op.cit.*, p. 117. Ralf Beckmann, *op.cit.*, p. 17.
- 29 Robert Gellately, *op.cit.*, pp. 236-237. なお、このSDの報告書はヴェルツブルクの公文書館に保存されている。
- 30 Rita Thalmann, *op.cit.*, p. 131.
- 31 Sicherheitsdienst RF SS, Leitabschnitt Stuttgart, III AS-IV – Ra./Ab., Rdschr. –Nr. 132/41, „Umgang Deutscher mit Kriegsgefangenen und fremdvölkischen Zivilarbeitskräften, Rundschreiben Bormanns vom , Staatsarchiv Ludwigsburg, Akten K 110 Bü 40. また、以下の文献にも収録されている。Rundschreiben Bormanns vom 13. 10. 41 in Beatrice und Helmut Heiber, *Die Rückseite des Hakenkreuzes: Absonderliches aus den Akten des Dritten Reiches*, München, Deutscher Taschenbuch, 1993, pp. 234-235.
- 32 Heinz Boberach (ed.), *Meldungen aus dem Reich*, Band 15, Herrsching, Pawlak, 1984, pp. 6145- 6146.
- 33 Ralf Beckmann, *op.cit.*, pp. 17-20.
- 34 2005年11月22日、ベックマン氏へのインタビュー。
- 35 「国家治安の攪乱：公安の侵害。公安を害する方法で合一した力をもってする人または物に対する暴力または暴力をもってする人に対する脅迫に多衆の中から犯人として、または共犯として参加し、またはこのような行為の準備を促進するために多衆に働きかけた者は、犯行が他の規定によっていっそう重い刑が科せられない場合には3年以下の自由刑または罰金刑。とくに情状の重いときは、たとえば火器を携帯したときなどをいう。」山田晟、前掲書、「Landfriedensbruchs」の項。
- 36 Heinz Boberach (ed.), *op.cit.*, Band 9, p. 3200.
- 37 実際、フランス解放時に発行された新聞には、丸刈りは「ゲルマン人」の実践を思わせるとした言及がいくつかあった。Fabrice Virgili, *La France virile. Les femmes tondues à la libération*, Paris, Payot, 2000, p. 278.
- 38 *Ibid.*, p. 89.
- 39 Henri Rousso, *L'Épuration en France. Une histoire inachevée, Vichy. L'événement la mémoire, l'histoire*, Paris, Gallimard, 2001, p. 502.
- 40 Fabrice Virgili, *op.cit.*, p. 115.
- 41 Luc Capdevila, *Les Bretons au lendemain de l'Occupation. Imaginaire et comportement d'une sortie de guerre 1944-1945*, Rennes, Presse universitaire de Rennes, 1999, p. 149.
- 42 たとえば、帝国戦争博物館所蔵の写真。
- 43 Emmanuel d'Astier, *25 août 1944. De la chute à la Libération de Paris*, Paris, Gallimard, 1965, p. 125.
- 44 Herbert Lottman, *L'épuration 1943-1953*, Livre de poche, 1994. (Fayard, 1986)
- 45 Cremieux-Brilhac, *Ici Londres, 1940-1944. Les voix de la Liberté*, tome 5, 1976, p. 191. 記者のジェームス・ウェラードによるほぼ同じ内容の記事は同日サンデー・エクスプレス紙にも掲載された。James

- Wellard, “A town shears its women traitors”, *Sunday Express*, August 20, 1944.
- 46 Fabrice Virgili, *op.cit.*, pp. 80-81.
- 47 Fabrice Virgili, *op.cit.*, p. 91.
- 48 Ebba D. Drolshagen, *Nicht ungeschoren davonkommen. Die Geliebten der Wehrmachtssoldaten im besetzten Europa*, Hamburg, Proylaen Taschenbuch, 2000, p. 109. (Hoffmann und Camp Verlag, 1998)
- 49 Fabrice Virgili, *op.cit.*, pp. 225-230.
- 50 Fabrice Virgili, *op.cit.*, p. 23.
- 51 「Horizontale」とは「水平的」という意味である。対独協力の種類を示すのにこの形容詞が使われたのは、添い寝した状態の体の位置関係から想像されたのだと思われる。古い用法では「娼婦」という意味もある。 *Trésor de la Langue Française, dictionnaire de la langue du XIXe et du XXe siècle (1789-1960)*, Paris, Éditions du Centre nationale de la recherche scientifique, 「Horizontale」の項。
- 52 非国民罪は8月26日のオルドナンスで導入された罪であったが、フランス革命時1789年に創設された「反国家罪 (crime de lèse-nation)」の考えを受け継いでいた。「1940年6月16日以降、フランスおよび外国に、ドイツやドイツの同盟国に直接的な援助をもたらしたか、国家の統一性もしくはフランス人の自由や平等を侵害した全てのフランス人」は有罪となった。Emile Garçon, *Code pénal annoté*, Paris, Sirey, 1952, p. 262.
- 53 国民権剥奪の刑は、1791年に創設された「市民権剥奪 (dégradation civique)」の刑に起源を持つ。共和国となり市民権が定義された時代において、市民であるかないかは、象徴的に重要な意味を持った。そのころの市民権剥奪の刑では、適格な市民であれば持ちうる具体的な権利が剥奪されるだけでなく、儀礼的な方法でも罰せられた。それは、公共の広場で市民として不適格であることが書記に宣告されると、首かせをはめられて2時間、民衆の前に晒され、大きな文字で名前や罪が書かれたプラカードが添えられるというものだった。その後、時の体制により市民権剥奪の刑には幾度も修正が加えられた。公的な職場からの追放、5年以下の禁固刑、新聞社を持つことの禁止、銀行家になることの禁止、会社経営の禁止などの条項が付け加えられたり、削除されたりした。1944年、市民権剥奪は国民権剥奪と名前を変え、対独協力者を裁くための刑罰として導入された。Anne Simonin, “L’indignité nationale: un châtement républicain”, Marc-Olivier Baruch (ed.), *Une poignée de misérables*, Paris, Fayard, 2003, pp. 43-49.
- 54 Françoise Leclerc, Michèle Weindling, “La répression des femmes coupables d’avoir collaboré pendant l’Occupation”, *Clio, Histoire, Femmes et Sociétés*, n°1, 1995, pp. 139-143.
- 55 *Ibid.*, p. 138.
- 56 *Ibid.*, pp. 131-132.
- 57 *Ibid.*, p. 134. 以下の文献ではフランス南部のモアザック女子収容所について詳しく紹介されている。Jacky Tronel, “L’Épuration et les femmes en Dordogne”, *Arkheia*, n° 17-18, 2006.
- 58 2006年2月19日、オルレアンに住む元抵抗活動家コフラン氏へのインタビュー。
- 59 2005年2月18日付けのツールに住む元抵抗活動家ビュルソン氏からの手紙。
- 60 Madja Bucher, Ingrid Hänsel, Birgit Jonasson, Sabine Vogt, *Polendirne, Schändung einer jungen Frau in Meckenbeuren während des 3. Reiches*, Schüler Wettbewerb Deutsche Geschichte um den Preis des Bundespräsidenten 1992/93, p. 32.
- 61 *Enfants de boche*, réalisé par Olivier Truc et Christophe Weber, conseil historique : Fabrice Virgili, Sunset-Press, diffusion France 3 télévision, 2002. *Tondues en 44*, réalisé par Jean-Pierre Carlon, conseil historique: Fabrice Virgili, les productions du lagon, diffusion France 3 télévision, 2007.
- 62 筆者は2004年から2007年の留学中に丸刈りにされたフランス人女性へのインタビューを試みるため、新聞の三行広告で丸刈りの証言を募ったことがあるが、こうした募集への反応の大半は、丸刈りにされた女性たちへの反感を示すものであった。このような成果をもとに、丸刈りの証言と記憶というテーマで稿を改めて論じたいと考えている。

Die Haarschur von Frauen in Deutschland und Frankreich während des Zweiten Weltkriegs.

Akiko Hirase

Während des Zweiten Weltkriegs wurden Frauen in Deutschland und Frankreich die Haare geschoren (la tonte auf Französisch). Zwar lässt sich auch vor und nach dem Krieg eine solche Praxis als private Gewalt gegen Frauen beobachten, aber während des Zweiten Weltkriegs nimmt sie in beiden Ländern ein solches Ausmaß an, dass es sich dabei nicht mehr um eine Form individueller Gewalt handelt.

In der ersten Phase des Zweiten Weltkriegs schor die NSDAP in aller Öffentlichkeit Frauen, die Umgang mit Kriegsgefangenen und sogenannten „nicht-arischen“ Fremdarbeitern hatten, die Haare. Ein solcher Umgang war im Sinne der nationalsozialistischen Rassenpolitik streng verboten, um „die Blutreinheit“ und „Reinhaltung des deutschen Volkes“ zu gewährleisten. Die Maßnahme der öffentlichen Haarschur zielte nicht nur auf die Bestrafung der Frauen ab, es wurde auch eine vorbeugende Wirkung auf die übrige Bevölkerung erwartet.

In Frankreich wurden dagegen etwa 20.000 Frauen in der Endphase des Krieges, vor allem nach der Befreiung von Deutschland in Sommer 1944, einer Haarschur unterzogen, in erster Linie von angeblichen „Widerstandskämpfern“. Diese Frauen standen im Verdacht, kollaboriert oder Beziehungen zu deutschen Soldaten, die als Besatzer im Land waren, unterhalten zu haben. Das Letztere nannte man „collaboration horizontale“. Diese Frauen wurden wegen ihres Lebenswandels während der Besatzungszeit nicht nur öffentlich geschoren, einem Teil von ihnen wurde auf den geschorenen Kopf ein Hakenkreuz aufgemalt und sie wurden halb nackt durch die Stadt getrieben.

Der vorliegende Aufsatz vergleicht und untersucht das Phänomen der Haarschur in Deutschland und Frankreich während des Zweiten Weltkriegs. Dabei stehen die Täter und Opfer, die Maßnahmen selbst sowie deren jeweilige Umstände im Mittelpunkt einer analytischen Betrachtung.